

電気手術装置 (ERBE 社製) 保守点検業務仕様書

京都市立病院における電気手術装置 (ERBE 社製) の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機種

- ア 電気手術装置 VIO300D・VEM2 (ERBE 社製) × 3 台 (手術室)
- イ 電気手術装置 VIO3 (ERBE 社製) × 1 台 (手術室)
- ウ 電気手術装置 VIO300D (ERBE 社製) × 1 台 (手術室)
- エ 電気手術装置 VIO3・APC (ERBE 社製) × 1 台 (内視鏡センター)
- オ アルゴンプラズマ凝固装置 APC2 (ERBE 社製) × 1 台 (内視鏡センター)

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2 京都市立病院 手術室・内視鏡センター

3 契約期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日

4 契約条件

(1) 業務の内容

- ア 年 1 回の定期点検の実施
- イ 故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

- ア 乙は、点検実施予定表を令和 3 年 5 月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。
 - イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
 - ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
 - エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。
 - オ 乙は、本契約の対象機器に故障が発生し、連絡を受けた時は、関係部署に診療行為において支障なく速やかに、点検、調整、修理等を行うこと。
 - カ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。
 - キ 甲が対象機器において使用する対極板は、ERBE 社製純正対極板とすること。
但し対象機器イについてはその限りではない。
- ##### (3) 本契約に含まれる費用の内訳
- ア 点検・修理にかかる技術サービス料金、部品代、代替器貸出料。

但し対象機器イ及びウの APC2 についてはその限りではない。

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

ア 災害等の不可抗力もしくは取扱上の重大な過失により生じた故障。

イ ERBE 社及びその指定業者以外の者による本機器への改造，修理があった場合の故障。

ウ コード類やフットスイッチ等の消耗品関係。

エ 日常点検

(5) 委託料の支払

甲は，契約期間終了後，乙の請求により，委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は，甲乙協議のうえ，そのつど決定するものとする。